

楽曲制作の業務委託に関する契約書

制作を依頼する側の法人名または個人名 (以下「甲」という。)、制作する側 (作詞・作曲者) の法人名または個人名 (以下「乙」という。)

第1条 (契約の目的)

- 甲は、乙に対し、以下の業務委託を、以下の期間・条件において、乙に委託する。以下に定める事項については、甲と乙間で別途協議し決定するものとする。

委託業務の内容	楽曲の制作
制作を行う楽曲数	曲
制作期間	年 月 日 ~ 年 月 日
納品方法	
納品期限	年 月 日
業務委託料	金 円 (税別)
支払期限	年 月 日

- 乙は、委託業務の実施においては善良なる管理者の注意義務を負うものとし、作曲家としての技量に即して最善を尽くす義務を負う。
- 甲は、前項規定の業務委託料を、前項記載の支払期限までに、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する金融機関口座に振り込む方法をもって支払う。前項の支払手数料は甲が負担する。
- 甲は、乙に業務委託料を支払った場合、自らの権利として甲が乙に代位する権利を有するものとし、また、甲は乙が本契約に基づき発生した債権を甲が乙に代位する権利に基づき甲が乙に対して行使する権利を有するものとする。

第2条 (成果物の権利関係)

委託業務の実施により制作され、乙から甲に対して納品された楽曲 (以下、「成果物」という。) に関する著作権をはじめとした知的財産権 (特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下本契約において同じ。) は、予め甲乙間で特段の合意がない限り、成果物の引き渡し後もなお乙が保有するものとする。

第3条 (交通費の負担)

乙は、原則として委託業務に関連して発生した交通費及び調査・研究用の資料代の精算を求めることができる。

第4条 (契約の解除)

- 甲及び乙は、本契約は、甲が乙に対して甲が乙に対して保証金 (以下「保証金」という。) を甲が乙に交付する場合は、甲が乙に本契約書を1通交付し、乙が甲に本契約書を1通交付するものとす。甲及び乙は、本契約の目的が達成されず、かつ甲及び乙が本契約を履行しなかったとき、③主務官庁に届出を提出し、本契約を解除し、その他行政処分を受けたときは即時に、④本契約の解除がなかったときは2週間前までの事前通知をもって本契約を解除することができる。
- 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係が明らかになった場合には、直ちに本契約を解除することができ、また相手方は解除と同時に一切の期限の利益及び損害賠償請求権を失うものとする。

第5条 (競業禁止及び第三者委託の原則禁止)

- 甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づく債権を第三者に譲渡してはならない。
- 乙は、甲の事前の承諾なしに、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第6条 (損害賠償)

- 乙は、別段の定めがある他、本契約に関連して甲に損害を与えた場合には、相当因果関係の認められる範囲において損害を賠償する義務を負う。なお、乙が甲に損害を賠償する金額は、第1条第1項規定の業務委託料を限度とする。
- 前項に関し、甲が乙に損害を賠償する場合は、甲が乙に損害を賠償する金額は、第1条第1項規定の業務委託料を限度とする。

第7条 (秘密事項)

- 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得る情報 (以下「秘密情報」という。) を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に開示 (複製、転載、複製・転載以外の方法により複製し、又は第三者に開示し、又は開示を勧誘し、又は自己の業務執行に際して第三者に開示し、又は開示を勧誘し、又は開示の権限を第三者に付与することを含む。) してはならない。但し、相手方から提供又は開示された秘密情報は、相手方から提供又は開示された目的のために必要かつ適切な範囲内で開示することができる。秘密情報は、相手方から提供又は開示された秘密情報 (以下「秘密情報」という。) であり、秘密情報の開示又は開示の勧誘を受けた相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものは本条が適用される秘密情報から除外する。
- 甲及び乙は、法令に基づく強制力を伴う請求もしくは行政官庁又は司法官庁による強制力を伴う命令等があった場合には、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができる。但し、開示した場合には直ちに相手方にその旨通知しなければならない。
- 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は含まれた書面その他の記録媒体 (複製物を含む) を返還又は廃棄する義務を負う。

第8条 (個人情報取扱い)

甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた個人情報 (個人情報の保護に関する法律第2条第1項により定義される個人情報をいう。) は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法は是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

第9条 (争い)

本契約の履行に関する争いについては、甲乙間の合意による方法で解決するものとする。但し、甲乙間で合意しない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関連して争いが生じた場合には、その争額に応じて乙所在地管轄の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (特約事項)

本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の内容が優先されるものとする。

以上

Sample Sample Sample

Sample Sample Sample